

二千六  
二五二四  
一九五三  
四

頁數六之四  
160

威魯斯  
與一  
(2005.2.18)  
1214



本部教宣部発行

賃斗二斗欠 一号〜八号

二七年七月〜二月

期斗二斗欠 一号〜一四号

二七年二月〜二月

貝島大浦炭礦労働組合





賃斗

炭勞大會十月以降賃金  
要求額算出の基礎を確認

／＼字面巧思をもつて、四の歌は夢御として一葉由三郎にて月平治とす。

[illegible]

三  
一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十  
二十一  
二十二  
二十三  
二十四  
二十五  
二十六  
二十七  
二十八  
二十九  
三十  
三十一  
三十二  
三十三  
三十四  
三十五  
三十六  
三十七  
三十八  
三十九  
四十  
四十一  
四十二  
四十三  
四十四  
四十五  
四十六  
四十七  
四十八  
四十九  
五十  
五十一  
五十二  
五十三  
五十四  
五十五  
五十六  
五十七  
五十八  
五十九  
六十  
六十一  
六十二  
六十三  
六十四  
六十五  
六十六  
六十七  
六十八  
六十九  
七十  
七十一  
七十二  
七十三  
七十四  
七十五  
七十六  
七十七  
七十八  
七十九  
八十  
八十一  
八十二  
八十三  
八十四  
八十五  
八十六  
八十七  
八十八  
八十九  
九十  
九十一  
九十二  
九十三  
九十四  
九十五  
九十六  
九十七  
九十八  
九十九  
一百

ザ、然るに、愛の故地については、蘭曼は二ハの力アリし、愛日ほれは足とすまのれ知こと、する。

観望者には、紅は赤雲内とし、水人船と取り出す。拍は空を飛ぶ鳥と取り出す。

ア、標準原価客数は延平通り既内二二五方、成金は二五方とする。

ア、調査率は産出資料より要する。

（イ）校章の案は河東八幡岡に於てするに決意とする。

|      |     |     |    |
|------|-----|-----|----|
| 學品茂實 | 100 | 120 | 20 |
|------|-----|-----|----|

は、厚達五丈に其外天と云ふ以て人若き一本で榮まする

「新編調査は東京の精華をとり」

は、因皮哈と北平の間の道程については、因皮哈駐合の増大に努力する。

同食期後は、種番振替の促進し、地蔵堂に借金半半並に夢田説相、屋手半々の時刻を動かし、平定ル

事要論云が誤謬する。

決定基礎となる法令性別については境内外表人明分さる

20 股起債金額を決定する

7番

賃斗

R. 23.62

1852.7.26)

1952.12.26/84



# 第二回中斗委開く

## 業務予定など検討

八戸田航空機に五〇

正報系九共事地局宛

第一回中斗委事務局会は八月七日午前十一時三十分より東京本部会議室に於て六元五甲四八五の甲斗の出発を期して開かれた。本会上座された後、事務局は次の通りである。

(1) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(2) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(3) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(4) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(5) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(6) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(7) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(8) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(9) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(10) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(11) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(12) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(13) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(14) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(15) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(16) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(17) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(18) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(19) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(20) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(21) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(22) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(23) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(24) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(25) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(26) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(27) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(28) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(29) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(30) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(31) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(32) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の

(33) 中斗の定章規程案が事務局員より報告。各支所、支所アロ、アロ宛送付の



# 特報

## 4

賃

九月十日  
大正十一年八月十日

第三回印支スロツク交渉委員会開く……

### 基礎外、交渉権の早期確立に

団交 十二日頃開く？

第一回印支スロツク交渉委員会は八月十四日午後一時三十分より東京市会館に於て開會、次のこと  
が確認せられた。

イ、購買権の確立について

印支スロツク交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

ロ、購買資金の交渉について

印支スロツク交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

2、統一交渉の成立について

交渉委員会は、統一交渉の成立に、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

その内容

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。

購買権の確立として、統一交渉の代表が原料として二重複合炭とする。



# 賃金要求書

昭和二十七年十月一日以前昭和二十八年九月三十日間の賃金要求書に基き、労働者については左記の通り要求  
 します。

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

一、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

二、賃金 係数

## 基本理念

「健康の文化的な概念ある生活の態度を標榜す」

(ヒツメイ)

憲法第十一條による文化の隆進としての健康増進は第十三條に定められる創設社会主義政策に相する趣向を尊重し、精神的健康に定める。

精神的健康が人たるに値する生活を営むための必要をたすべき好む条件により健康増進を達成しな。

人たるに値する生活。

とは少くとも

健康で文化的な生活ある生活である。

生活保護法に於ても生活能力を向上する扶助の根本精神は憲法第二十五條に規定してゐる。すべからば生活保護で文化的生活の最低限度の生活を営む権利を有する。前出のものである。否や健康の第一義に於ては健康増進の目的に立つ生活態度である。従つて健康で文化的な生活ある生活。生活保護法に於ては健康の増進である。







## 資金要求額算出

### 1. 資料

- (1) 数量……3,003<sup>kg</sup> (飼養頭-頭数)  
 (2) 蛋白……91.21<sup>g</sup> 有動物性蛋白 26937<sup>g</sup> = 28.5<sup>g</sup> (飼養頭-頭数)  
 (3) 成飼頭-人当飲食費……3438<sup>円</sup> (飼養頭-頭数)  
 (4) 平均家賃増減 { 増大 3,692<sup>円</sup> } (飼養頭-頭数)  
                                 { 減小 3,199<sup>円</sup> }  
 (5) エンゲル系数……5 (種1頭数)  
 (6) 平均消費量 (種外食)……2.25<sup>g</sup> (種2頭数)  
 (7) 飼料費増減額、食料費……370<sup>円</sup> (276.6月食料費)  
 (8) 飼料費増減額、食料費 { 276.1月 1919<sup>円</sup> } 276.1月  
                                                 { 276.2月 1941<sup>円</sup> }  
 (9) 飼料費……飼料費-人当 200<sup>円</sup>

### 2. 算出

#### (1) 種外食費

##### イ. 平均家賃増減

$$\text{成飼頭-人当飲食費} \times \text{平均消費量} = 3,438 \times 2.25 = 7,735$$

##### ロ. 平均消費量

$$\text{平均家賃増減} \div \text{エンゲル系数} = 3,692 \div 5 = 738.4$$

##### ハ. 食料、飼料費の増減と地産物の消費

$$\text{飼料費} - \text{食料費} = 1,950 - 370 = 1,580$$

##### ニ. 平均消費 (食料費-種外食、食料費の差)

$$1,580 - 738.4 = 841.6$$

##### ホ. 飼料費

$$\text{種外食} + \text{地産物} + \text{飼料費} = 7,735 + 841.6 + 200 = 8,776.6$$

##### ヘ. 飼料費

$$\text{平均消費} \times \text{飼料費} = 841.6 \times 2.25 = 1,893.6$$

##### ト. 本人給付額

$$\text{飼料費} - \text{食料費} = 8,776.6 - 800 \times 2.25 = 8,776.6 - 1,800 = 6,976.6$$

#### (2) 境内食費

##### イ. 平均消費

$$\text{地産物消費} \div \text{飼料費} = 1,893.6 \div 2.25 = 841.6$$

##### ロ. 飼料費

$$\text{地産物} + \text{飼料費} = 841.6 + 200 = 1,041.6$$

##### ハ. 飼料費

$$1,041.6 \times 2.25 = 2,343.6$$

##### ニ. 本人給付額

$$\text{飼料費} - \text{食料費} = 2,343.6 - 800 \times 2.25 = 2,343.6 - 1,800 = 543.6$$

飲食物マーケットバスケット (成人男子)

別表第-0の

|           | 購入量(単位)  | 消費    | 平均   | 標準   | 実        | 相      | 全     | 計     |
|-----------|----------|-------|------|------|----------|--------|-------|-------|
|           | 消費       | 消費    | 消費   | 消費   | 消費       | 消費     | 消費    | 消費    |
| 穀類        | 米 2.4    | 1.500 | 100  | 5.50 | 393      | 100.00 | 6.0   | 37.26 |
| 雑穀        | 1.400    | 1.500 | 100  | 5.0  | 382      | 171.50 | 9.0   | 4.70  |
| 小麦粉       | 3.200    | 1.200 | 100  | 4.0  | 352      | 100.00 | 12.0  | 0.41  |
| 計         |          |       |      |      | 1,076.50 |        | 64.70 | 1,281 |
| 豆類        | 大豆 2.0   | 2.70  | 100  | 7.0  | 399      | 30.91  | 70.2  | 3.07  |
| 小豆 1.0    | 1.45     | 100   | 6.0  | 310  | 14.88    | 20.9   | 1.003 | 2.0   |
| 蚕豆 5.0    | 5.00     | 100   | 10.7 | 70   | 11.29    | 5.9    | 0.85  | 1.0   |
| 計         |          |       |      |      | 62.68    |        | 0.03  | 1.0   |
| 野菜        | ごぼう 0.00 | 1.500 | 85   | 0.25 | 110      | 50.15  | 1.3   | 0.213 |
| にんじん 0.00 | 1.875    | 85    | 5.1  | 75   | 22.63    | 4.9    | 1.049 | 5.0   |
| さといも 2.00 | 2.50     | 80    | 20.0 | 4.9  | 17.0     | 2.0    | 0.020 | 1.0   |
| 大根 0.00   | 1.000    | 80    | 0.50 | 1.0  | 2.2      | 1.1    | 0.020 | 1.0   |
| 白菜 3.00   | 1.125    | 75    | 35.6 | 1.3  | 0.23     | 0.4    | 0.008 | 1.0   |
| キャベツ 0.00 | 1.500    | 75    | 0.25 | 1.0  | 0.25     | 1.5    | 0.710 | 1.0   |
| ほうれん草 0.0 | 3.00     | 75    | 3.0  | 2.5  | 2.19     | 3.0    | 0.205 | 1.0   |
| 人参 2.50   | 2.50     | 70    | 20.1 | 0.1  | 11.52    | 1.9    | 0.234 | 1.0   |
| ごぼう 1.00  | 3.75     | 65    | 10.0 | 3.1  | 3.10     | 0.1    | 0.010 | 1.0   |
| れんこん 3.00 | 1.125    | 70    | 3.0  | 2.4  | 0.51     | 1.0    | 0.002 | 1.0   |
| さくら 0.00  | 1.500    | 70    | 0.50 | 2.5  | 11.20    | 0.4    | 0.270 | 1.0   |
| さくら 2.00  | 2.00     | 70    | 22.5 | 9    | 2.02     | 0.7    | 0.104 | 1.0   |
| ろす 1.00   | 5.63     | 65    | 10.0 | 2.1  | 3.36     | 1.0    | 0.100 | 1.0   |
| かぼち 2.00  | 2.50     | 60    | 20.0 | 3.0  | 1.00     | 1.0    | 0.100 | 1.0   |
| とまと 0.0   | 5.00     | 70    | 9.0  | 1.3  | 1.17     | 1.0    | 0.070 | 1.0   |
| 計         | 5.0      | 22.5  | 60   | 6.0  | 6.0      | 3.0    | 0.100 | 1.0   |
| 魚類        | かつお 2.00 | 2.50  | 100  | 2.5  | 3.2      | 0.0    | 1.7   | 0.02  |
| いわし 2.0   | 2.5      | 60    | 1.0  | 3.5  | 0.3      | 0.5    | 0.01  | 1.0   |
| 計         |          |       |      |      | 0.33     |        | 0.02  | 1.0   |
| 肉類        | いりし 2.00 | 1.000 | 55   | 17.2 | 12.2     | 23.15  | 17.0  | 3.201 |
| かつお 3.00  | 1.50     | 75    | 0.0  | 10.7 | 6.10     | 25.0   | 1.000 | 1.0   |
| さ 1.500   | 5.63     | 55    | 10.3 | 1.0  | 11.12    | 1.0    | 0.004 | 1.0   |
| ぶ 3.00    | 1.50     | 75    | 0.0  | 2.99 | 10.35    | 1.0    | 0.000 | 1.0   |
| 豚 1.200   | 2.50     | 60    | 9.0  | 10.0 | 11.52    | 1.0    | 1.070 | 1.0   |
| にしん 5.0   | 1.000    | 65    | 4.1  | 10.1 | 3.70     | 1.0    | 0.036 | 1.0   |
| ぐ 5.0     | 1.00     | 60    | 5.0  | 10.1 | 3.00     | 1.0    | 0.060 | 1.0   |
| かつお 1.0   | 2.63     | 60    | 0.0  | 10.0 | 2.09     | 2.0    | 1.010 | 1.0   |
| さくら 0.0   | 3.00     | 65    | 0.5  | 11.0 | 2.00     | 2.0    | 1.000 | 1.0   |

別表第一の(2)

|    | 購入品名   | 購入数量 |     | 平均<br>単価 | 数量  |     | 金額     |       | 金額     |
|----|--------|------|-----|----------|-----|-----|--------|-------|--------|
|    |        | 個数   | 重量  |          | 個数  | 重量  | 個数     | 重量    |        |
| 食料 | 米      | 200  | 200 | 75       | 26  | 77  | 10.56  | 203.2 | 1,715  |
|    | 小麦     | 200  | 150 | 80       | 40  | 226 | 1,000  | 25.0  | 2,500  |
|    | 大豆     | 80   | 150 | 100      | 80  | 321 | 1,055  | 49.1  | 3,385  |
|    | とうもろこし | 10   | 86  | 100      | 19  | 310 | 5.27   | 47.5  | 1,235  |
|    | おこし    | 100  | 440 | 30       | 100 | 60  | 1,000  | 10.0  | 1,000  |
| 雑穀 | 雑穀     | 700  | 300 | 100      | 100 | 78  | 17.10  | 7.5   | 6,750  |
|    | 計      |      |     |          |     |     | 197.56 |       | 23,961 |
| 油類 | 菜油     | 100  | 115 | 120      | 32  | 27  | 3.78   | 7.5   | 2,250  |
|    | 計      |      |     |          |     |     | 3.78   |       | 2,250  |
| 乳類 | 牛乳     | 200  | 200 | 100      | 100 | 105 | 10.30  | 20.1  | 2,010  |
|    | バター    | 20   | 200 | 75       | 70  | 102 | 10.12  | 10.7  | 1,175  |
|    | 牛乳     | 200  | 200 | 100      | 100 | 105 | 10.30  | 20.1  | 2,010  |
|    | バター    | 20   | 200 | 75       | 70  | 102 | 10.12  | 10.7  | 1,175  |
|    | 計      |      |     |          |     |     | 20.1   |       | 4,185  |
| 肉類 | 豚肉     | 200  | 200 | 100      | 100 | 105 | 10.30  | 20.1  | 2,010  |
|    | 牛肉     | 20   | 200 | 75       | 70  | 102 | 10.12  | 10.7  | 1,175  |
|    | 鶏肉     | 200  | 200 | 100      | 100 | 105 | 10.30  | 20.1  | 2,010  |
|    | 魚肉     | 20   | 200 | 75       | 70  | 102 | 10.12  | 10.7  | 1,175  |
|    | 計      |      |     |          |     |     | 20.1   |       | 4,185  |
| 野菜 | 人参     | 200  | 200 | 100      | 100 | 105 | 10.30  | 20.1  | 2,010  |
|    | ピーマン   | 20   | 200 | 75       | 70  | 102 | 10.12  | 10.7  | 1,175  |
|    | ナス     | 200  | 200 | 100      | 100 | 105 | 10.30  | 20.1  | 2,010  |
|    | トマト    | 20   | 200 | 75       | 70  | 102 | 10.12  | 10.7  | 1,175  |
|    | 計      |      |     |          |     |     | 20.1   |       | 4,185  |
| 果物 | りんご    | 200  | 200 | 100      | 100 | 105 | 10.30  | 20.1  | 2,010  |
|    | みかん    | 20   | 200 | 75       | 70  | 102 | 10.12  | 10.7  | 1,175  |
|    | 柿      | 200  | 200 | 100      | 100 | 105 | 10.30  | 20.1  | 2,010  |
|    | 梨      | 20   | 200 | 75       | 70  | 102 | 10.12  | 10.7  | 1,175  |
|    | 計      |      |     |          |     |     | 20.1   |       | 4,185  |
| 合計 |        |      |     |          |     |     | 200.30 |       | 39,372 |





### 交渉権確立に努力集中

#### 態勢確立と要求書説明のためオルクはけん

##### 第三回中労委員会終る

第三回中労委員会は十二日午後二時半より開議、別紙の通り要請書と確認の上、午前十時四十分閉会した。この日の開議は、別紙の通り要請書と確認の上、午前十時四十分閉会した。

一 田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。

二 田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。

三 田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。

四 田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。

五 田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。

六 田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。

七 田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。

八 田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。

九 田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。

十 田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。田舎に於ける労働者の生活は、日増しに苦しい。労資双方の交渉は、最近、日増しに苦しい。

### 資本家も全力傾注

#### 買けられぬこの斗い

今次の労働争議は、その経過が異常なものであり、資本家の態度は、日増しに苦しい。労働者の生活は、日増しに苦しい。資本家の態度は、日増しに苦しい。労働者の生活は、日増しに苦しい。



院政の樹立と世界平和に重大なる影響を蒙る議院。安保院條約の批准を遂行した西田内閣は、議院院政を完成として西田内閣の憲法改正を主権とする國內の運動を制する能く強化し、主権を吾が國土は外國の軍事的権威に托しつゝある。彼等國民は國民の権利と義務のため、國民の生活の維持を爲し吾々労働階級を低賃金と労働疎化に縛りつけ、絶くなき搾取と弾圧の政策を以て強硬に労働階級との対決を迫つて来た。

更に國民から集まり出せる勢力は大衆の要求を即座するため、十三日國會に「投票法改正防止法」「労働三法改定」を提出し、公選なる國民代表、世論の対を監視し、議會勢力の多數の裏のを以つて通過せしめるに至つた。

斯くの如き主要な議院より種々生ずる影響を考慮せんとする意匠に對して吾々は全日本組織労働者の奮りと憤激を蒙つた一大ゼネストを以て抵抗を開始した。又、吾々労働者のこの空前的決戦の中心に於て中心として幾層に奮闘したところであるが、其の結果は必ずしも全同労働者の満足すべき最善の力の結果がなされたことと云ふべきである。二の自己批判の中かに吾々のもつ一切の欠陥をとり除き、不逞の決意をもつて更に公選の民主主義の樹立と生活防衛の爲、吾々が労働の旗の基に全組織力を結合して殊に闘ひ進めることを要した。

今更に此に板を同じうして吾々は十日以前國會を以て政府に突入するに至つた。

現に吾々は日本全土の激進の點と、基礎を要の故をもちて、社會公選と若し基礎に即ちし、全衆の獨立体制の確立に密々と奮闘して来たが、その基礎は吾々の一方約資本の組織と制約の道反化し、奴隸的資金階級の増大を促す組合員の増進は極度に達するに至つた。

二に吾々は低賃労働者の労働条件の向上と雇ひとなる資本家階級の野望を抑制するに全組織力を最前線に發揮し、ストライクを遂行し、活の實力行使をもつて闘つことを決定した。

半澤ある大斗争の開始に當り、六回臨時全國大会は第三十七万の名において、自的奮激の風雨平斗つて二五二に奮闘する。

一九三二年八月二日

第六回臨時全國大會  
中央斗争委員會



# 時報

8

(任)

## 電報情報

八月二十四日午後六時二十五分、大分津波の  
情報、約本報記者より

## 中日電報紛争

は日清戦争に於ける日清戦争の他語合、二十一日中日電。

分本

## 電話情報

八月二十一日、東京、大阪、名古屋、三河、  
二十二日、二、三、四、大、小

二十五日午後二時より

## 第一回団体交渉開く

一、諸君、中日電報紛争は、八月二十一日、午後二時より開かれた。

二、諸君より交渉方式についての正統的意見が述べられた。

二十日の電報紛争、諸君は

一、諸君、中日電報紛争は、八月二十一日、午後二時より開かれた。

二、諸君より交渉方式についての正統的意見が述べられた。

日、諸君、中日電報紛争は、八月二十一日、午後二時より開かれた。

日、諸君、中日電報紛争は、八月二十一日、午後二時より開かれた。

## 炭粉

## ついに斗争宣言発す

一、二十五日午後二時、第一回交渉開く

二、中日電報紛争は、八月二十一日、午後二時より開かれた。

三、諸君より交渉方式についての正統的意見が述べられた。

日、諸君、中日電報紛争は、八月二十一日、午後二時より開かれた。

## 中斗業勢予定左の通り

八月二十五日午後二時、第一回交渉開く

二十五日午後二時、第一回交渉開く

二十六日午後二時、第二回交渉開く

二十七日午後二時、第三回交渉開く



時報

10

債

電話情報

八月二十六日第五回中東土師委員会と戦術委員会をもち、二十五回の国策の概略に基き、議論の結果

ノ、従来の基本方針を變更させる必要はない。

2、決戦国文での戦争はさける。

この結論を中斗の検討した結果、之をかくにんした。

ついで中斗の討論は

1、事務所では執行部がある。

次回開きは二十八日を希望する。

八月二十七日午前十一時

龍虎堂立石——大之進退部

大之進退部

教宣部

1952.8.27



二、著者自著本人の中國史論は歴史時代の考證に對して必要とする諸資料は著者作費に對照して、是論との必要を要する。但し當時史料を八折に算する。

四、著者自著に對する作費は別に算する。

一、著者自著

一、著者自著 昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費  
昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費  
昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

昭和二十二年四月六日に於ける著者の一紙作費

第二次案に對する  
連盟の提案理由書

電 話 報 情

(1) 銀行資金の現状は良好である。

(2) 各種準備金は大抵に充てられ、流動資金に比して乏しい。労働者月給増進に對する

4. 支店増設は必要である場合

四月 一四、六〇一四

五月 一四、六二一四

六月 一四、四七四四

七月 一四、五二五五

八月 一四、四八五五

九月 一四、二二四四

十月 一四、二二四四

十一月 一四、二二四四

十二月 一四、二二四四

一月 一四、二二四四

二月 一四、二二四四

三月 一四、二二四四

四月 一四、二二四四

五月 一四、二二四四

六月 一四、二二四四

七月 一四、二二四四

八月 一四、二二四四

九月 一四、二二四四

十月 一四、二二四四

十一月 一四、二二四四

十二月 一四、二二四四

一月 一四、二二四四

二月 一四、二二四四

三月 一四、二二四四

四月 一四、二二四四

五月 一四、二二四四

六月 一四、二二四四

七月 一四、二二四四

八月 一四、二二四四

九月 一四、二二四四

十月 一四、二二四四

十一月 一四、二二四四

十二月 一四、二二四四

一月 一四、二二四四

二月 一四、二二四四

三月 一四、二二四四

四月 一四、二二四四

五月 一四、二二四四

六月 一四、二二四四

七月 一四、二二四四

八月 一四、二二四四

大正連盟 財政部

1932.9.3











東京村上(一) 福岡田中  
正月六日午後五時三十分発

田中委員長の辞任認めず

第八回中斗委員は六十年前十時より開議した。而も田中委員長より存案案の  
主題について相成に意見を述べたことを陳述。而もこの法的拘束。外へ参議令。議決出  
るを決議する。

但し一般にこの斗争を認めず。この案件については討論出来る。費用に於て。新入りの費用は  
従つて應要を決定する。

目的を定めた。

尚。活版の本議院(世襲)議長。貴族院議員の出席(勿論)より。

(この問題については一部に客観的運動であるとのラマがあるが。本人はこれに  
ていなく。原案の不在を陳述した。)

今次討論は然に耳に被さる。……」

との意見を述べた。

田中としてはこの問題の解決を待つ。この中は(一)辞任を認めない(二)この決定を  
してゐる。之を認めない。

多選選の田中について

イ。社会主義の公約

ロ。改革の情勢を論

ハ。改革の公約について

以上の三案について討論を行つた後。貴会引明と選挙年増との前途について論議。  
田中委員長は退席した。

中斗委員第二回を閉じた。内政は

「直前に貴方の役を完成出来る事暫く確立せよ」

多選選の田中について

貴会委員の上の比を論

貴会委員との同助解決を可能として。今般に限り上君比をとつた。成つて然るに貴会に付  
かない。

貴会の上君比に加入しては組合は困難。大正の貴会委員の上君比を論議する。

#### □□□な連盟の挑戦的な出方

平和的解決今は水泡と化す

〔東京特派員〕

第三回開会式は、四半世紀に達した連盟の連盟会報で開演した。連盟連盟の指導者連盟に於ける全般的批判をなし、関係者連盟について及ぼす。

連盟の社会内閣、連盟連盟との比較については連盟社会政策論点については「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟が採用した労働政策の設計連盟連盟については「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

連盟の政策は「三三三の原則」の四の四の政策が示される。

一九六四年九月九日 東京 二 期 連盟会報（要旨）

東京 二 期 連盟会報（要旨）

東京 二 期 連盟会報（要旨）

東京 二 期 連盟会報（要旨）

東京 二 期 連盟会報（要旨）

東京 二 期 連盟会報（要旨）

東京 二 期 連盟会報（要旨）

東京 二 期 連盟会報（要旨）

東京 二 期 連盟会報（要旨）

東京 二 期 連盟会報（要旨）

東京 二 期 連盟会報（要旨）

東京 二 期 連盟会報（要旨）

東京 二 期 連盟会報（要旨）

東京 二 期 連盟会報（要旨）

東京 二 期 連盟会報（要旨）

東京 二 期 連盟会報（要旨）

東京 二 期 連盟会報（要旨）

時報

18



長期実力行使態勢

確立について二号指令!!

中斗指令第二号

一九五二・九・六

中央日報編輯部

第

中

第

第六回中斗、敵艦の攻撃を回避の上、速かに長期の実力行使態勢を確立して、先頭部隊の攻撃を遂行する必要を認めた。

従つて基本部隊の攻撃態勢に長期の実力の態勢を確立に關して二号指令する。

記

一、速かに実行行使を遂行出来る態勢を確立する。

一、二号指令令了と見做するに主として二号指令

九月一日は長期態勢に關し、

「今後における日本に對する経済攻撃の開始は忠誠隊であり、かつその攻撃態勢に對する経済攻撃の態勢を確立して見做すに主として二号指令」

の一行をとり上げ、經濟攻撃態勢を確立するに主として二号指令の意を認めた。

この一行をとり上げ、經濟攻撃態勢を確立するに主として二号指令の意を認めた。

攻撃の態勢を確立するに主として二号指令の意を認めた。この攻撃の態勢を確立するに主として二号指令の意を認めた。

攻撃の態勢を確立するに主として二号指令の意を認めた。この攻撃の態勢を確立するに主として二号指令の意を認めた。

攻撃の態勢を確立するに主として二号指令の意を認めた。この攻撃の態勢を確立するに主として二号指令の意を認めた。

攻撃の態勢を確立するに主として二号指令の意を認めた。この攻撃の態勢を確立するに主として二号指令の意を認めた。

攻撃の態勢を確立するに主として二号指令の意を認めた。この攻撃の態勢を確立するに主として二号指令の意を認めた。



1952.9.

時報

19

債

東京日刊新聞社（東京）大正

元月九日（土）第六千八百八十八号

# バスケット方式を否定！！

（特別）

第四回団交あわる

1. 第四回団交は元月二夜二時開始

2. 開会演説は社合員の代表者を選出した結果として、青田基理の「マーケット、バスケット方式」を根本的に否定した。そしてその意見を述べた。

3. 組合別ではこれに賛成の意見が大半を占めた。

4. 組合は次期団交までに重要のバスケット方式の否定に決意を固くする。

午後三時三十分閉会。

次回は決定

大之澤部員

教宣部

1952.9.10

特  
報

20

(賃)

九  
一  
%  
「  
ス  
ト  
板  
中  
斗  
」  
値  
を  
支  
持

〇〇  
〇〇

「ヨロシ調査」  
集約 終る

ヨロシ調査集約 (1952.9.15)

|     | 本社  | 二社   | 三社   | 五社   | 全社  | 六社     |
|-----|-----|------|------|------|-----|--------|
| 調査表 | 230 | 1270 | 1955 | 1965 | 879 | 11,079 |
| 調査員 | 197 | 1150 | 1555 | 1590 | 801 | 10,466 |
| 調査員 | 49  | 95   | 99   | 21   | 35  | 69     |
| 調査員 | 4   | 25   | 103  | 95   | 25  | 20     |

集約 専攻 95.7% 反対 4.3%

十月以降賃金斗争の激化に伴い

中斗は血光に射し激力なる闘争の  
強さを「毎斗一斗」を以て闘争  
して来たが……

闘争激化に伴っては之に先可也。

戦後は「ス」板中斗一値」を以て

対等戦で決着。前ヨロシ調査の結果も

プロダ「中斗一値」を以て

斗う資金の闘争は確立した。

大  
次  
之  
部  
長  
教  
宣  
部

1952.9.15



## 中央電話情報

本日第九回中斗委同会開會

●各オレケエリ 記者前、貴本朝の文文後物 (官時)

●後物部より

●後物部より

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

●十六日午前八時

資料

『丸岡中子』で讀讀された  
標準作業量の設定について

昭和二七年九月一日

中子、廣島、生、門、長、門、長、門、長

一、標準作業量とは、通常、人、時間、内において、通常なる労働力の労働により、なされる標準作業量である。  
 二、この標準作業量には、通常、人、時間、内において、通常なる労働力の労働により、なされる標準作業量である。  
 三、この標準作業量には、通常、人、時間、内において、通常なる労働力の労働により、なされる標準作業量である。  
 四、この標準作業量には、通常、人、時間、内において、通常なる労働力の労働により、なされる標準作業量である。  
 五、この標準作業量には、通常、人、時間、内において、通常なる労働力の労働により、なされる標準作業量である。

二、標準作業量

又、この式により算出する。

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

標準作業量

# 時報

22

（任負）

元月十八日午後六時二十分  
（東京新聞一編発行料田）  
東京新聞社

第10回中斗

十八日の

「今日の新聞紙面に……」  
一、東京の選挙……  
二、東京の選挙……  
三、東京の選挙……  
四、東京の選挙……  
五、東京の選挙……  
六、東京の選挙……  
七、東京の選挙……  
八、東京の選挙……  
九、東京の選挙……  
十、東京の選挙……  
十一、東京の選挙……  
十二、東京の選挙……  
十三、東京の選挙……  
十四、東京の選挙……  
十五、東京の選挙……  
十六、東京の選挙……  
十七、東京の選挙……  
十八、東京の選挙……  
十九、東京の選挙……  
二十、東京の選挙……  
二十一、東京の選挙……  
二十二、東京の選挙……  
二十三、東京の選挙……  
二十四、東京の選挙……  
二十五、東京の選挙……  
二十六、東京の選挙……  
二十七、東京の選挙……  
二十八、東京の選挙……  
二十九、東京の選挙……  
三十、東京の選挙……  
三十一、東京の選挙……  
三十二、東京の選挙……  
三十三、東京の選挙……  
三十四、東京の選挙……  
三十五、東京の選挙……  
三十六、東京の選挙……  
三十七、東京の選挙……  
三十八、東京の選挙……  
三十九、東京の選挙……  
四十、東京の選挙……  
四十一、東京の選挙……  
四十二、東京の選挙……  
四十三、東京の選挙……  
四十四、東京の選挙……  
四十五、東京の選挙……  
四十六、東京の選挙……  
四十七、東京の選挙……  
四十八、東京の選挙……  
四十九、東京の選挙……  
五十、東京の選挙……  
五十一、東京の選挙……  
五十二、東京の選挙……  
五十三、東京の選挙……  
五十四、東京の選挙……  
五十五、東京の選挙……  
五十六、東京の選挙……  
五十七、東京の選挙……  
五十八、東京の選挙……  
五十九、東京の選挙……  
六十、東京の選挙……  
六十一、東京の選挙……  
六十二、東京の選挙……  
六十三、東京の選挙……  
六十四、東京の選挙……  
六十五、東京の選挙……  
六十六、東京の選挙……  
六十七、東京の選挙……  
六十八、東京の選挙……  
六十九、東京の選挙……  
七十、東京の選挙……  
七十一、東京の選挙……  
七十二、東京の選挙……  
七十三、東京の選挙……  
七十四、東京の選挙……  
七十五、東京の選挙……  
七十六、東京の選挙……  
七十七、東京の選挙……  
七十八、東京の選挙……  
七十九、東京の選挙……  
八十、東京の選挙……  
八十一、東京の選挙……  
八十二、東京の選挙……  
八十三、東京の選挙……  
八十四、東京の選挙……  
八十五、東京の選挙……  
八十六、東京の選挙……  
八十七、東京の選挙……  
八十八、東京の選挙……  
八十九、東京の選挙……  
九十、東京の選挙……  
九十一、東京の選挙……  
九十二、東京の選挙……  
九十三、東京の選挙……  
九十四、東京の選挙……  
九十五、東京の選挙……  
九十六、東京の選挙……  
九十七、東京の選挙……  
九十八、東京の選挙……  
九十九、東京の選挙……  
一百、東京の選挙……

大之新聞社 宣部

在四十九年或六十年三金  
健康——凡此其間——二湖田中——大之浦  
——豐島橋——

第五回 団交おわる

中斗は九月十九日午後二時より第五回因交を完備、前回に於けるバスケット式に対する批判を及ぼした。

⑤ 組合制としては

- 一、バスケウズの要旨についで、資料を簡易と題題制の決定して得る事を及バク説明した。  
二、重理内外表題にこの要旨は、その内容を説明するように要求した。  
三、バスケウズ式表題どうしを思ひにけることと此れは、これにやれる表の提示を要求した。  
以上の問題に對して、重理制用題表と違ふどの理由を休論に入つた。

⑤ 球会中の内巻月

鉄道、ガス、電力の値下りなど入った内経度相違してゐるが、東武は二〇の内の値上げ五割以上といふ有様であるので、全線内容の発表はすべきでない、との意見がある所載である。

④四時平旦所處

而町座後、連署制は次期町交を二十五日もちたに限申し入れてきたが、急急はめに突然、臨時町交となつたので、町交を二十三日の事務折衝で次期町交と定めることにした。

1872

九州地方斗争委員会  
九磁連と団交開始

(九磁連金銀堂)

|     |       |
|-----|-------|
| 第一回 | 見月十二回 |
| 第二回 | 見月十九回 |

在斗室と云ふ建物の十四日、随分金の第一回因交に非の十二日、新聞の九曜連の商標したる

妻の命を救ふた。

2. 次期団長については、連盟の口風との関係も有り、お命もて掛けぬ十は固き懸念を覚めた。

第三回出た、百十九回千後一、晴より同様にされた。

卷之八

ハ、エニテルノ標準に「

之れについて、混合剤より純剤の上午後三時二十分終了。

バスケット方式に於ける正相改善を加えてくる可能性が大きい。

「中興」と同一行動をとるが、少し「ズレ」るが、中興の動きが注目される。

支

大之諸聲類  
救宣部

炭料本部情報による

九月十四日午後二時

△ 出雲の武家に於て



第五回團體交涉↓詳報

聯合會山中奉養所より

産業界の上昇勢に入る。組合制より直販が顕明で、此方式の反例が少く行つた。上に計るる改良例を除いて、異例な結果として次の二点を候補として挙げた。

この多岐的知識が如何にひろく、今日の科學の中へ徹見してゐられたの  
まゝ、べき方式の科學的方法を鑑識してゐられたの  
は、此の點より次の通りである。

[illegible]

融け合ふ各要素の力ばかり執着についで、もがき苦しめられ、空想平和と誤らざるを得ない。妻の病舎の二つの力口リは、産業に止して生に不当であり、二、三方の破壊は産業に足れるにこそあり、残つて二つの力口リは主要することは露女には所不得とされ。

八事院のバスケを採擧して日々と云うが、実情を察見してゐるバスケ方式とは本質的に異なると是を以て考へられる。

[illegible]

然し該會例は國情に非常に適當地に、しかも連盟一經各民の意見の發表という例になつてゐるのに、今彼の如きは學務漸進をもつて臨時の急ぎにもあつたやう連盟に加入したと地味論出す、二十日の事實を指すによることとして十九日同會は決議案となつた。



三友社刊  
東京市山手区有楽町一丁目  
電話四三〇一  
大正新聞社印刷

マ・バ方式理論打切り

頑めいな連盟 おもむき挑戦的

本日午前十時より第六回同友会商議した。

1. マーケット・バスケット方式について、連盟は従来通りに出して来た考案方

「学義軍」の資金調達の基となる。マ・バ方式についての論議をする必要はない。

と主張しつづけるが、連盟は連盟の一致を要することと決まらず、完全に対立し、

マ・バ方式についての論議はこの立場によつて打切らる。

2. 連盟制は、本同一日以後の資金は——「新戦況」の原則となる——と連盟もつて連盟し、本國

軍につけるは別途使費する長官にして、午前十時四十五分同友会商議を終つた。

中道は、以上の経過に基いて、別紙を提出する。

会費の口程

本同二十六日午後一時 第十二回中央工部委員会

本同二十七日午前十時 第三回同友会商議

第三回同友会商議

凡共三代表者会議は 中央工部委員会に

高松分組 近岡副組長

島越 佐藤書記長

西氏派遣を決定

山九連盟はすでに存在している現在、連盟として、また中央工部委員会を組織するため、本同二十五

日開かれた凡共三代表者会議は、西山氏の提議に基いて、本同中央にハツクをかける意

図で、この西氏を派遣することに決定、二十六日決断した。

会費もまだなく、連盟連盟の態度は強硬にして、第二回同友会商議で決断した。マ・バ方式

を徹底徹底して、連盟に第六回同友会商議を同席し、打切らざるを得なくなつた。

本同二十七日の第七回同友会商議に於て十四連盟の承認を決定し、打切らざるを得なくなつた。

は、これについても同席するが、方金の決定と戦費の決定が同席に仕込まれた。

と報告するに同席、第二回同友会に於て方金の決定と戦費の決定が同席に仕込まれた。

## 第七回団交にのぞむ態度決定

### 第十回中斗標作・経過措置

一、昨四月二十六日～第七回中斗標作委員会に於て、次の内容を決定した。  
イ、標作作業量について。  
ロ、標作作業量について。

イ、標作は、純労働正を行なう。

ロ、標作については、(一)四月二十六日～四月三十日については修正した。

二、第七回団交に関するについて。

イ、今後の交渉は、第十回中斗標作が完了した内閣の斗争實踐に待つべきことを固く  
にんし、第七回団交は、戦後の社会政策の實現にすべからぬ交渉である。

ロ、経過措置については。

標作の態度——(新規定を遵守するもの進行通り)

とし、結果を出すことに決定し、第七回団交とは別個にこの問題にふれな。

### 賃下系の仮拂(全額清償)

#### 時間修正考えられな

二十七日午後五時より第七回中斗標作委員会に於て、次の  
事項が決定した。

一、賃下系に関するについて、各労働組合に出るべき  
賃下額は、

「支那標準賃」について修正した(修正後)

と決定された(修正後)。

二、賃下系に関するについて、各労働組合に出るべき  
賃下額は、

「支那標準賃」について修正した(修正後)

と決定された(修正後)。

### 今後の日程は

四月二十七日午後五時 労働委員会  
午後六時三十分 中斗  
第八回団交

労働新聞

労働新聞







# 時報

## 29

債

### 第十三回中斗の結論

東洋大興（總司甘田）  
十月一日午後六時開始投票

第十三回の中斗は本年唯一終はり開催した。

1. 購買は第六回競馬金の抽当を繰越した。

2. 十月六、七日にオホタ国を旅行する。

（主力は北宮源田幸一）

九州出船の大門中斗は開券。

オホタ国の抽当は、抽籤七名、佐田三三、長崎三三、

3. 購買は、購買抽当の上昇を東洋大興時代における。

黄金体共同投資会はあり。

東京の利権争は近頃と同様。

四日のお夜は、午後二時より板橋橋、無投票開催について、

4. 十四日開券は午前十時から、選挙区と議定案について、

5. 又四日中止を待つ。

の 大芝園新聞

教宣部

1952.10.2

# 時報

## 第九回団交開催

30

(賃)

東京四月二十二日  
十月二日午後九時四十分東京開演

本回中興二時より紅蓮輪外、在園諸君に基津外資金に就て交歩を待つ人。

(一) 組合明細書地味本資金の用途に對して次の通り演説は開略した。

一 資金の味

一 本社の資金運用とその他の資金運用との別

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

一 資金の味

外報

311

賃

中 計 指 令 第 四 号

一九五二年一月四日

日本労働対峙組合

中労連委員長 田 中 章

出資スロツク株本則・各支部組合

執行委員長 廣

### スト突入準備指令

十月以後賃金交渉協議会に際し、わたくしは関係交渉をもつて問題を早期に解決すべく努力して来たにも関わらず、連日連夜に自衛を迫られわたくしは主眼を固くしともしないことが出来ぬに悩む。

自らの要請の発露と、政策的な諸般の状況を見極めること、中計はもとより我々の要請に依つて開始された決意をもつて、諸般との状況を直にみる必要にという動機で連日、十月十日連夜に對し、十月九日五時迄の期間内をもちつてわたくしは決定される連日の賃金交渉の進行を要請することに、近し期には更に追加すべし等の要請の強い場合、本は即答の強い場合には十月十四日迄にかけわたくしの行動の自由を確保する等の通告を行つた。

更に十月十五日（十月十四）はこの要請に對照し、各支部の可及的速にスロツクを突入交渉の確立を行うべく決定した、よつて各支部は早急にスト突入の準備を行ふよう左に指示する。

#### 記

一、十月十日以後、何處、何處なる民衆のスロツクイキにも突入して来る態勢を確立せよ。

二、スト突入のための連日の賃金交渉期間、ここに指示した中計指令第二号によつて行へ。

三、スト中の賃金交渉は、スト突入運動と連動して手配すると同時に、各支部にはいづれも協議決定するべく輸入される、これらの事項を考慮し準備せよ。

1952.10.17









時報

35

(債)

昭和十一年九月一日 第三〇二六号 東京市役所

# 連盟、96%支払を通告

(十月から新協定が成立するまでの資金支払)

## 十七回由斗を対策を確立

十月十日より事務所移転を続けていたが十三日に至るも連盟の態度幾らも遂に交渉を打開して交渉委員は引揚けたが午後四時に至つて連盟より「九六%支払」と更に申入れて来た。

中斗としては中斗委員会に於て山元に於ける取扱ひについて決定する事になった。

中央としては十八日に中斗を叩く予定である。

### 々 解説

各連盟については大敗りや連盟の連盟の態度である之について第一に考へられるのは「九六%」の確率より支払で現在在立の資金と交渉の金額から資金を上げる理由になりかねないとの見解を持つてゐる様である。

第二点としては、九六%支払によつて四割の資金増加を見る事になる大抵八社に支払われる給当額は大体三十四億円であることと九六%で一億三千万円となりその銀行利息を見ても四、五千万円となり連盟の行動費は案に出せる勘定になる。

この様な細かな計算に於つて行動して来たる事は僅きり斗争に於ても見られるものである。

以上の点からも連盟側から譲歩する可能性は生がないだろう。

日程

十五日 戦術委員会

十八日 中斗委員会

### あくまでヤルぞ

#### よくく決起大会

十三、十四日(四、五)時開ストに決つた。其の後中東の動きは全く、十七日の新聞スト突入は甚々の情勢にあることと前々でよく、況んや大会を開かれてゐる。

日第二週、大正では遅れく十三日協定に決起大会を終つた。遂に大正では協定第二回の名で知らしむる。大正では遅れく十三日協定に決起大会を終つた。遂に大正では協定第二回の名で知らしむる。



# 時報

36

(賃)

## 電話情報

東京諸番——二ノ瀬小田——大之瀬森下  
十二日午後八時二十分

十月十三日

経過措置について本日事務折衝をもつた。

・連盟の態度は変らず、決裂状態を引上げた。

・労働団結になつて、連盟は九六万支払を通告してきた。

・炭労としては、徳島に落つて返答する旨答えた。

十五日 戦前委 十八日 中斗委

大之瀬森下

教宣部

1952.10.15



時報

38



昭和二十七年十月二十二日

新報株式會社

代表取締役 十倉 松 雄 庭

同報大正新報株式會社

代表取締役 吉岡 口 守 良

通 告 書

昭和二十七年十月十四日以降の債金に関する事項整理については十月十三日付四本紙  
東武債権整理の四本紙臨時債金の取扱い書に基き左記の通り取扱うことと致し  
す。

昭和二十七年十月十四日以降の債金について同報の協定に基き各人別整理費の九六  
分を控はせられ新債成立後清算する

又 上

96%を仮払会社通告

債金の一部として仮払を仮に受取る

——即ち指令に基き会社側より申入れ——

昭和二十七年十月二十二日

同報大正新報株式會社

代表取締役 吉岡 口 守 良

又 上

同報新報株式會社

代表取締役 十倉 松 雄 庭

申 入 入 手 目

記

昭和二十七年十月二十一日付東武債権整理の四本紙の通り申入を致します。

東武は十月十四日以降の債金整理の事項整理として、仮払いを行ない同申入れがありま  
す。同方としては、同報、新報の支店整理しないうる事項整理について、事項整理として仮払いは終  
ることと致します。

なまし組合員の生活を維持するの必要感増し増える債金の一割として東武の行われる仮払  
に依り手取つておきますので申入れます。

同報者は先頭整理は東武と東武のこれと上と同報整理に於ける支店整理であります。同一事  
項についての同時交渉は行ないません。

六 大正新報

教 宣 部

1952.10.24



中斗指令第九号

中斗指令第七号第四項による

出炭を許可する基準

第十九号中斗（三、五）は斗争の発動した地区に限り、保安隊等について中斗指令第七号の明瞭にし更に雇安への調整についての態度を明らかにするもの、中斗指令第七号第四項に基づく地区の土地は左記により取扱い決定した。よって指示する。

記

一、中斗指令第七号第四項による地区の土地は許可する場合は左の基準による。

（一）初期を維持しなれば全炭を占つての過剰維持、所有地権の保持が不可能であり、炭壁を削減し初期勢を維持する外、初期維持を占めたい場合であつて、既知の炭層のてきない場合

（二）自炭炭火、ガス噴出、水浸等によつて企業健康を害するような状態のとき、石炭を削減し、それ等の原因を除き、または防止するの努力がなされ、場合であつて、かつ近因に野炭の出現しない場合

（三）炭層（炭質炭層）炭質、炭質、炭質の地組合員の生活必需品の燃料に必要とする場合

（四）中斗指令第七号第四項による地区による。

（五）中斗指令第七号第四項による地区による。

（六）中斗指令第七号第四項による地区による。

（七）中斗指令第七号第四項による地区による。

（八）中斗指令第七号第四項による地区による。

（九）中斗指令第七号第四項による地区による。

（十）中斗指令第七号第四項による地区による。

（十一）中斗指令第七号第四項による地区による。

（十二）中斗指令第七号第四項による地区による。

（十三）中斗指令第七号第四項による地区による。

（十四）中斗指令第七号第四項による地区による。

（十五）中斗指令第七号第四項による地区による。

（十六）中斗指令第七号第四項による地区による。

（十七）中斗指令第七号第四項による地区による。

（十八）中斗指令第七号第四項による地区による。

（十九）中斗指令第七号第四項による地区による。

（二十）中斗指令第七号第四項による地区による。

（二十一）中斗指令第七号第四項による地区による。

（二十二）中斗指令第七号第四項による地区による。

（二十三）中斗指令第七号第四項による地区による。

（二十四）中斗指令第七号第四項による地区による。

（二十五）中斗指令第七号第四項による地区による。

（二十六）中斗指令第七号第四項による地区による。

（二十七）中斗指令第七号第四項による地区による。

（二十八）中斗指令第七号第四項による地区による。

（二十九）中斗指令第七号第四項による地区による。

（三十）中斗指令第七号第四項による地区による。

1952/029















任

中斗指令第十二号

保安要員制限指令

第三十一回中津の二、三はさきに掌櫃指令した保安要員の増減について、左記要領により  
実験することに決定したので、お細心する。

記



以上



時報

49

(賃)

電話通帳(東京通帳)定期貯蓄  
一週金一円五割(基本年金一割受給)

# 常盤中ブロックス脱除

- 一、常盤中ブロックスは十五日午前五時三十五分及び午後二時、ストを解除した。
- 二、現行賃金の繰上げ。
- 三、車賃、出賃賃金を減額しないことには同意する。
- 四、金上り賃金として、八月の四日、一日の四日、八月の四日、八月の四日。
- 五、甲斗は常盤中ブロックスは行動は決定退及であること、この期間に於て本員平
- 六、一、時より戦時賃金を削減、千両六時中を賃金を削減し休日の時間について賃金を決定
- 七、する。
- 八、本十五日午前四時、賃金を減額することと決定した、但し退及千両六時
- 九、の甲斗を賃金で決定する出賃は千両六時中を賃金で決定、但し退及千両六時
- 十、の、賃金の増減は賃金に配して不明である。

以上

大之重労働 秋宜部

1942.11.16



# 時報

50

東京電話稿報

賃

十月十日新聞掲載 一紙別付

千代土庫大 十六日 東京新聞掲載

## 連盟、勝算ありとうそぶく

酷皮中小、炭労の戦列より脱走？

第二十二回中労委は各四年六期より内閣とされ、

ノ、第五回労働委員会組織案

之、第四回労働委員会組織案

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

ノ、中労委の各四年六期より内閣とされ、

1952.11.18

大之労働部

1952.11.18









# 常盤の戦術転換要請を

## 万場一致で否決

十一月十八日午後六時より第二十三回中日常盤委員会を開催し、「常盤別組の戦術転換要請に関する件」を議題に「万場一致」の案を提出し、これを決定した。一、常盤別組の戦術転換要請に関する件。十一月十七日常盤別組の決議機関（元中東委員会）は決定した。「はるき」現況に鑑み、交渉を資本組に譲りし交渉の進展を促されたい」と云う戦術転換の要請に対し、中東委員会は万場一致で決却を決定、断絶する第一交渉を耳う決意を表明した。

中日委員会第十五号

一九三二年十一月十八日

常盤別組委員長 田中

日本興業銀行 田中 章  
中東委員会 田中 章

常盤別組委員長 田中

常盤別組委員長 田中

十一月十七日常盤別組は議会の決定として、常盤別組を介して中東に中入のめづり、十一月の期にあらんが、交渉を資本組に譲り、交渉機関を固めたい」といふ案現について、第二十三回中東委員会は決却した。一、交渉機関を固めたい。二、交渉機関を固めたい。三、交渉機関を固めたい。

一、二回の期況と資本組の利益を損なうため、中東交渉を資本組交渉に譲りしことは出来な。二、常盤別組は中東の転換する第一二回の期況に鑑み、交渉の努力を以て決意した。

二、オルタナティブの件。常盤別組の戦術転換要請の決定は、常盤別組の戦術に對する停止と、外資委員会の一致を要するもの、常盤別組にオルタナティブを決定することを決定した。三、二回の期況に鑑み、中東交渉を資本組交渉に譲りしことは出来な。

二、二回の期況に鑑み、中東交渉を資本組交渉に譲りしことは出来な。三、二回の期況に鑑み、中東交渉を資本組交渉に譲りしことは出来な。

二、二回の期況に鑑み、中東交渉を資本組交渉に譲りしことは出来な。三、二回の期況に鑑み、中東交渉を資本組交渉に譲りしことは出来な。



常磐中小プロシクの妥結申請認めず  
中斗、直ちに戦列復帰を指令

常磐中小プロシクの妥結申請は戦列に復帰すべき旨の勧告命令を述べた十一月十五日、常磐知方プロシクの代表者との交渉に際して、今中斗等により常磐知方プロシクの復帰を認めず、交渉を断絶されるよう、常磐知方プロシクの代表者に対し、十一月十五日は直ちに戦列に復帰を指令し、常磐知方プロシクに戦列復帰を指令する。常磐知方プロシクは戦列に復帰する。常磐知方プロシクは戦列に復帰する。

記

十一月十五日、常磐知方プロシクの妥結申請は認めない。  
(常磐知方プロシクの妥結申請は認めない。)

今中斗等は常磐知方プロシクの妥結申請による戦列復帰を認めず、戦列に復帰する旨の勧告命令を述べた。常磐知方プロシクの妥結申請は戦列に復帰する旨の勧告命令を述べた。常磐知方プロシクの妥結申請は戦列に復帰する旨の勧告命令を述べた。

常磐知方プロシクの妥結申請は戦列に復帰する旨の勧告命令を述べた。常磐知方プロシクの妥結申請は戦列に復帰する旨の勧告命令を述べた。常磐知方プロシクの妥結申請は戦列に復帰する旨の勧告命令を述べた。

常磐知方プロシクの妥結申請は戦列に復帰する旨の勧告命令を述べた。常磐知方プロシクの妥結申請は戦列に復帰する旨の勧告命令を述べた。常磐知方プロシクの妥結申請は戦列に復帰する旨の勧告命令を述べた。

常磐知方プロシクの妥結申請は戦列に復帰する旨の勧告命令を述べた。常磐知方プロシクの妥結申請は戦列に復帰する旨の勧告命令を述べた。常磐知方プロシクの妥結申請は戦列に復帰する旨の勧告命令を述べた。

常磐知方プロシクの妥結申請は戦列に復帰する旨の勧告命令を述べた。常磐知方プロシクの妥結申請は戦列に復帰する旨の勧告命令を述べた。常磐知方プロシクの妥結申請は戦列に復帰する旨の勧告命令を述べた。

時報

電話情報

19日イイ9v30a

55

(債)

東京・三類・高松・大浦

各個撃破の動きしきり

連盟、焦蹶明白となる

北海道地方入スのツタは十一日、リスに侵入しているが、本四連盟より幾歩  
前進するのさ、則二十四日午後より出立を待たないとの侵入のあり、これにた  
するこじ、直つた。  
同じく日ス四ツツは十九日同前をもちつた。連盟より二ノ三割のベイスアツル  
を示した所、組織はよる不滅として一割、二十五四一地方より焦蹶スト未入の  
予定。  
北海道地方、河野西は本日、臨時大会を開催し、要後、迎うことと決定。  
余勢、組四本、日午後二時より七時半迄、本報館に廻り、臨時就座を付議した。が、  
表決の決案、二・三、八七の現勢、組織を決定した。

大之部 宣 部

1952.11.20





# 特報

57

(通)

## 東京より電話情報

- 一、政府の活動しきり  
二十日に郵政省閣議を以て、三田氏共に政府の動きが漸く浮現になり、中野参入の可能性も濃厚なること。
- 二、山口隆夫ストと関係  
山口隆夫がロマタを以て屋敷方針通り二十四時間労働ストを断行している。
- 三、北野道世がロマタの状況  
ロマタはロマタの如きベースアップを要す。
- 四、上屋敷  
上屋敷の二の外上野。
- 五、田中氏  
田中氏の資金の二の外上野。田中氏の資金の二の外上野に其は明確。
- 六、Aフロックはロマタの親戚を基に其の資金を渡す中野参入の動き中。
- 七、田中氏、正共に田中氏を中野参入に渡した(十月三日)。

大之澤新聞 教宣部

1952.11.23

# 時報

58

賃

## 交渉の足掛り 二十五日事務折衝を持つ

東京電話情報

（本紙）日本橋区本町二丁目  
（支店）北本一丁目 小野  
（支店）日本橋区本町二丁目  
（支店）大塚一丁目 小野

史に追記してあつた折衝関係に同じ関係があらう。十一月二十日日本橋区事務折衝を持つた  
其の趣旨、前二十五日実施される見込みである。又、その趣旨は、前二十五日日本橋区事務折衝を持つた  
民部省と関係する趣旨は、前二十五日日本橋区事務折衝を持つた。又、その趣旨は、前二十五日日本橋区事務折衝を持つた。  
五、その趣旨は、前二十五日日本橋区事務折衝を持つた。又、その趣旨は、前二十五日日本橋区事務折衝を持つた。  
六、その趣旨は、前二十五日日本橋区事務折衝を持つた。又、その趣旨は、前二十五日日本橋区事務折衝を持つた。  
七、その趣旨は、前二十五日日本橋区事務折衝を持つた。又、その趣旨は、前二十五日日本橋区事務折衝を持つた。  
八、その趣旨は、前二十五日日本橋区事務折衝を持つた。又、その趣旨は、前二十五日日本橋区事務折衝を持つた。  
九、その趣旨は、前二十五日日本橋区事務折衝を持つた。又、その趣旨は、前二十五日日本橋区事務折衝を持つた。  
十、その趣旨は、前二十五日日本橋区事務折衝を持つた。又、その趣旨は、前二十五日日本橋区事務折衝を持つた。

大之進部 教宣部

1952.11.25



# 時報

59

(賃)

依然として賃下げ案

断乎斗うの外なし

四〇日 市りの同文

東京電話情報

東京—鈴木—大之助—氏 昭和十一年

昨二十五日付の東京新聞の「賃上げ」の記事は、二十六日午後一時より東京労働組合連合会に於て、十月九日以來（十一日同文）の五日間に亘る十二回に亘る賃上げの交渉の経過に關する討論（鈴木氏）は、概して賃下げ案を出して、組合側は余りの不利益に堪へずして、二十五日頃まで賃上げの案を出して、此後を待たせようとする（鈴木氏）

（その結果）

一、賃上げに對する態度は次の通りである。

組合側は、昨二十五日付の東京新聞の「賃上げ」の記事に於ては、其の要する部分の大部分は、組合側は、賃上げの案を出して、組合側は余りの不利益に堪へずして、二十五日頃まで賃上げの案を出して、此後を待たせようとする（鈴木氏）

二、賃上げの案は、昨二十五日付の東京新聞の「賃上げ」の記事に於ては、其の要する部分の大部分は、組合側は、賃上げの案を出して、組合側は余りの不利益に堪へずして、二十五日頃まで賃上げの案を出して、此後を待たせようとする（鈴木氏）

三、賃上げの案は、昨二十五日付の東京新聞の「賃上げ」の記事に於ては、其の要する部分の大部分は、組合側は、賃上げの案を出して、組合側は余りの不利益に堪へずして、二十五日頃まで賃上げの案を出して、此後を待たせようとする（鈴木氏）

四、昨二十五日（東京）の東京新聞の「賃上げ」の記事に於ては、其の要する部分の大部分は、組合側は、賃上げの案を出して、組合側は余りの不利益に堪へずして、二十五日頃まで賃上げの案を出して、此後を待たせようとする（鈴木氏）

代表組合員（鈴木氏）の発言は、大體以上である。

大之助氏に對して

1952.11.26



# ニゴーズ 1

期末手当三半(要綱中)

## 三十日、要求書提出ときまする

要求額一人当二万円(税別)

(二)に日下九割五十二分返り、従業員口組会長より、本州在居元労連代表者会議を開催の上、期五  
半を要請書提出の時期、金額等最終決定した。是程の通り要求書を作成された。

注

一、支給金額 元請正男一人当り二〇〇,〇〇〇の月(税別)

二、支給時期 昭和四十二年四月二十日

三、支給方法 現金振込

尚、支給場所については(山元町事務所)本部二十八号便所の内務課へ決定する。

上

## 本部斗争委員会 (二十七日午後一時より)

本部長(平井)が中心となり、昭和四十二年四月二十日斗争委員会を開催の上、協議することになっている。

○ 大分県労働組合 教宣部

1952.11.78

# 第四次案

前協定どほり  
立上り五〇〇円貸付け  
——第十三回因交開く——

(二十八回を渡立特十五分に鈴木君に取より電報あつた。)  
本回第十三回因交をむつな。運送の因交は左の如くである。

- 一、運送船主が運送所取寄される程度に於いて、運送作業費の配正は運送所と不可欠のことである。
- 二、特に長期に亘る期日により、近代化せられつゝある企業にあつては、運送作業費配正に當つて、企業側の取り余の大きいことは疑義がある。
- 三、既に長期の貸金協定に於ける運送作業費は公正を要する配正に交與せらるゝ。
- 四、しるし事項は別に案に重大である。

こゝに大体的配正になつて解決にあるべき段階であると認する。

五、

(四) 期日はこゝに必要上重大な事項となることと、我々としのんぞ、十四回の貸金は協定に於ける期間定通りとする。

(五) 又、長期ストによる減産を考慮するため、知念留の期日を調整して、在留留一八日五〇〇の四〇(長期天動、知念留表を長く)貸付ける。

右の貸付条件については別紙の議決しき。

(六) 本回運送費大食料については、特殊事情があるもの、(六) 時にあつたらず別途協議せしむ。

六、 協定中の協定の運送作業費については別途協議せしむ。

最終段階はせまりつゝある。

スト十四回因交と之を他運の経緯は同じ。

運送所ややく知念留の貸金支出とせしめ、他運の生活は苦しいが、こゝには最後の五分内とせまる。その五分内がせまりつゝある。

運送の焦燥もアリくとわかつてゐる。頭張らん、頭張らん、頭張らん。

# 労資『代表者會議』設置

炭労、無意味と一蹴

本日(二十四日)午後二時より、連盟、炭労の幹部会をもつたが、連盟はその新上代表者會議を二回きたい提案したので、午後四時三十分戦術委員會を招集代表者會議を待つことになり、執行部より田中委員長、漆原事務局長、戦術委員會より円井(三浦)委員長(岩田委員長、飯野(重)、計五名で午後十時より、連盟と代表者會議をもつた新上連盟より

一、ベース、アップはしない、

二、五〇〇〇円の貸付金については内容検討の用意あり

と、回答したので話は一向進展せず、組合はベースアップをせし限り代表者會議は無意味であると引きあげた。

十二月一日、戦術委員會を開催する。

## 特報 60 のつぎ

第十三回連盟と炭労の代表者會議より現在された後、戦術委員會は戦術委員の役、田中委員長は「炭労の二回分の賃金は日本では一ヶ月分であり、炭労とは連盟に於いて日本では二回、賃金は十倍である。連盟は不満である、われわれは十回ほど、生活をあげたストを打っているのも生活が苦しいからである。炭労は連盟、炭労、炭労の値上げで炭労賃金が下り下りである。われわれは賃上げを主張しているのである。炭労は同意された」と一蹴した。





### 中央情報

賃

土司工酌補入他  
東京臨海鉄道車一全満八分愛

※ 本日午後十時より同会労働委員会に労働組合委員長が出席され、今迄の交渉経過について報告された。本日とある二日のこと。

※ この内委員、前回の交渉委員会の時と同じであった。

※ 本日午後四時田中委員長は労働組合の協会の受け、出席した。

※ 労働交渉はより

2. し、し、が又、別件の進行、その関係等共に大きな影響を与えている事蹟であるから、改善することは出来ない。

※ 更に中労委の中山委員長にあつては、依頼したいと考えている。

※ 加主の解決をしたことは、決してない、中労委のあつては、在りけるとしても、その解決を、それ以外の、協会の解決にない。

※ 労働者側も別に労働大会と会談しているが、その内容は不明である。

※ 午後十時十五分、中労委中山委員長と会談した。

※ 労働の出発点——田中、改正別委員長、澤野委員長

中山委員長

「中労委としては、あつては、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 思ひ、最初のもの、あつては、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 又、その解決、明日の夕刻よりあつては、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 之に同じ、労働者は、明日（五口）正式に労働組合の組織することを期して意見を述べた。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。

※ 労働組合の組織し、い、と考へるの、最初も了解してはいない。





# 中労委遂に斡旋に乗り出す

炭労条件附で妥諾

中労委は午後六時、午後七時半に開議した。その結果  
一、中労委の斡旋を条件附で妥諾した。

二、ベースアップをする二二

三、標準作業量を下げる二二

四、ベースアップを標準作業量引上げの条件としない二二

五、斡旋を妥諾した理由

一、厚労省は既に中労委の斡旋を妥諾した

二、妥諾を要した

三、一時的出来に場合は拒否する

四、今後から斡旋が期待されるが、電業の様な具体的な数字は出さずベースアップに對する  
大綱的な方法をとるものと認める

政府、中労委は遂に炭労申請に介入した。

又と突入後五十四日、炭労の位置は炭に政府を動かしたのである。今や炭労の金  
細金はこの中労委の所管に属する。中労委が如何なる決定を採るかは、炭  
労に有利か、炭労がベースアップしないという条件に立つとするならば、炭  
労は断乎二  
断乎二附けて外にない。其の後の情報は電報欄や加断されてくるため入  
出がない。現在炭労に言っている事で炭労交渉するかも知れない。

# 中労委、標作引上げをほめかす

## 徹夜折衝労資対立のまま 四半に持越

※ 第二十八回中央労働委員会を十二日(四)午後六時より閉幕。労資間の労働争入派に対し、徹夜し  
た創のめき、徹夜交渉した(持越 六六と重復するところあり)

● 各職階等、主眼の徹夜交渉の結果、互に二北を折衝すること、四問題があるのめき、条件を  
附して解決に成する。

① ベースアップの前提とする。

② 標準を上げない。

③ ストは中止させない。

④ ③の条件を附して、諸業、被、同種、部対、業界の派が代表となつて中山会長は英  
明の態度を保護し、即ち中西会の意向を徹夜委員会に報告した。

⑤ 徹夜交渉

建議も徹夜に成りたので、徹夜に緊急に入り、八時頃、五五を併して労資を保護  
に成せるに成り、徹夜を行ない、

⑥ この徹夜に基き、次の如く決定。

⑦ 徹夜両会のため中山労働委員長が招めり、徹夜を成る。(労働会に中山会長が加つた也)

⑧ ベースアップを前提として労資両会のための中労文書である。

⑨ 会期、その日の関係問題に止まる。

● 労資両代表は、田中、被、諸業、被、同種、部対、業界の二派が出席することに成り、

午五時五十分、労働会に集り、

総会を四時半、四時半、五時半、六時半、七時半、八時半、九時半、十時半、十一時半、十二時半、

として、標準保護の引上げを求めた。

● 代表は先に出した条件(徹夜の引上げを求めない)に反するものとして、拒絶した。

● 労資は徹夜対立のまま、徹夜を中止し、四時半に閉会した。

● 徹夜は一時より、中央労働委員会

四時半、五時半より、同労働開始

# 『解決の糸口解けず』

## 中労委、尚一層の努力を言明

十三日四日、第二回中労委アツセン開催

① 中労委は午後八時十分より午後十二時まで行なわれ、

② 会長より、昨日に引き続き組合及び連盟の態度を打聴したが、

③ 連盟は、ベースアツアは出来ない旨を説明し、

④ 組合は、ベースアツアでなく実質的な引上げをしてはどうかと訴え、

⑤ 以上に対し組合側は、

⑥ 労働条件を改善し、その結果は交渉出来ないと説明した。

⑦ 尚、中労委は組合の引上げについて、今の態度を承認とし、将来上昇した組合を引上げ

⑧ せしめ、組合側は、組合の引上げについて、今の態度を承認とし、

⑨ 以上に対し組合側は、

⑩ 労働条件を改善し、その結果は交渉出来ないと説明した。

⑪ 以上に対し組合側は、

⑫ 労働条件を改善し、その結果は交渉出来ないと説明した。

⑬ 以上に対し組合側は、

⑭ 労働条件を改善し、その結果は交渉出来ないと説明した。

⑮ 以上に対し組合側は、

⑯ 労働条件を改善し、その結果は交渉出来ないと説明した。

⑰ 以上に対し組合側は、

⑱ 労働条件を改善し、その結果は交渉出来ないと説明した。

⑲ 以上に対し組合側は、

⑳ 労働条件を改善し、その結果は交渉出来ないと説明した。

㉑ 以上に対し組合側は、

㉒ 労働条件を改善し、その結果は交渉出来ないと説明した。

㉓ 以上に対し組合側は、

㉔ 労働条件を改善し、その結果は交渉出来ないと説明した。

第三回・あつせん経過・中労委

東京電話

貨

十二時六分五秒十分  
康東區騰——播西森山

十二月五日、中興會中山公長の起請により会見した。中山公長は聖賢者に感得、貧乏のベニス、アツス左もあつた所。聖賢者則は昨四の主張通り傳へ與けた。更にベニス、アツスすることにすれば、聖賢者側の金銭と成り、どうもこれベニス、アツスは認め難い。

然し下に幾種の類として、実質的なベース・アプスをして、名前がベース・アプスと通じる方法が考案されたら、と盛望

中山会長は、組合側もどのような型を下請されたらいい、を教懐く

其の型の西条としては、一般の士族意識として世動したには一僅に憂國出来るものとし、誤謬外の篤定極端とする。

欠款、としては

一、市内各一帯に如給した場合、小企業とは要小田園地がある。  
二、市内外の格差は減少する。

然しながら、社会より見れば、実質的なベース・アップという解釈が出来るのでは

之  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十  
二十一  
二十二  
二十三  
二十四  
二十五  
二十六  
二十七  
二十八  
二十九  
三十  
三十一  
三十二  
三十三  
三十四  
三十五  
三十六  
三十七  
三十八  
三十九  
四十  
四十一  
四十二  
四十三  
四十四  
四十五  
四十六  
四十七  
四十八  
四十九  
五十  
五十一  
五十二  
五十三  
五十四  
五十五  
五十六  
五十七  
五十八  
五十九  
六十  
六十一  
六十二  
六十三  
六十四  
六十五  
六十六  
六十七  
六十八  
六十九  
七十  
七十一  
七十二  
七十三  
七十四  
七十五  
七十六  
七十七  
七十八  
七十九  
八十  
八十一  
八十二  
八十三  
八十四  
八十五  
八十六  
八十七  
八十八  
八十九  
九十  
九十一  
九十二  
九十三  
九十四  
九十五  
九十六  
九十七  
九十八  
九十九  
一百

五、

一、資金の個人長内に出張なし。

二、一併支給とは監査官の給与の均等に課される。

このように、この「実質的」なベニス・アツミということは、新米考えられぬ。

[illegible]

之を理由には、彼等に加ひて、此の事を主張し、

会長同、組合の態度をきいた上、特別約にも協賛的な議論をなさなければならぬ。

と考へたのである。ところが、佐藤が「佐藤曰」提示したい、

主婦会だより

正月は旧正月で //

— 連盟は本年の瀬を —

「正直は正内は田舎利をしませう。  
正月の内すりや賭博はやめ、又親  
分買の人数にも金持の金は使わな  
い紙を懸しませう」

「さうして私達も力ツキの上に就いて、盡力して奮起せよと云ふのでせう。」

しかし、今までの行きが、り上、車壁も

重寶は既門の堅くにつれて、

は四正四端という考えで斗い拔きほせう。

1952.12.6





七日の動き

午後七時、八時三十分、十二時、電報連絡。中野あつせん春雄出ず。  
特報七の項にて飯沼の中野あつせん案につき別資及び候補中にあるもの。直に双方候補は  
八日にもち懸した候補である。

（午後二時三十分—八時— 鈴木善兵衛より電話）

本日の候補者は、午後五時、午後六時より開演の、あつせん春雄候補は、飯沼に候補を  
提出するに望むが、中野も午後七時より開演した。  
従つて八日午前十時より両候補の争ひに決する。この候補者の競争に負ける中野も、争  
ひする。

追込み戦を勝ち抜け

八日午後半より開演中の大正選挙区選挙員会議員候補選挙は、この頃、午後十時、午後十時半に閉じ  
、開演を終了した。

『あつせん春雄は、ついに不満、強力を以て、をすすめ、組合員の決意を固め、』

飯沼組、選挙員会

十二月五日の大会はスト続行を決定

第二組合結成か 職組結成

東京ストの進展（東京連盟の結成）の二の夜  
組合員大会を開催するに、各に各々の二組合結成を決定し、東京連盟、第二組合の結成を決定、約組合員六十名の形  
二組合員会の東京連盟は、東京連盟の結成を決定、第二組合の結成を決定、約組合員六十名の形  
組の結成をとり、七口東京大会は、七口東京大会の結成を決定、約組合員六十名の形  
るためであった。各組合員は、七口東京大会に賛成して、八口より各組合員を結成した。

参考資料

申勞委とば

法的強制力はない

労働組合法によつて設置された機関である労働申勞委員会の権限。労資双方の間に起る紛糾によつて解決され、この委員以上に行たる労資問題を承知するもの。申勞委員は常任にある。  
どんなことでもつていふからという。労働争議の解決、労資交渉の促進、労資の平和、協同、仲好むの要である。  
政府側には此等労働委員会があり、世の安寧のために促進したる目的を達せう。  
しかし、中央、地方幾どの組合に同様の強制力はない。いはば権威はあるが強制力のないものである。

現在の中労委会長 中山氏

本年第十回、二重県出身、神戸商船、東京商大卒、昭和十四年東京労働七、日本労働会連合会、同級生、昭和二十一年三月中東労働委員会委員長、同二十五年三月中東労働会長の職につけ、組合委員長。

以下中労委員、労働委員をつつせん中の中労委会長中山伊知郎氏は、本職は一橋大学長である、戦後最初の労働争議解決の二次式として法廷を舞台にしている委員、労働二次式、解決のため組織したに奉仕している労働委員会に政治風潮があり、労働者グループの一人として労働組合に入会することせいに組織をつけたこともあった。

労働争議グループの人々と親り、同僚は近代労働運動を養成し、一階にエリートアモーションといわれている人々である。組合にエノのつくり方だといふので、中労委に入つたとき意外の感を得た。正しく、臨時の度に機動的に動きまわの学生ではないという評判である。

「彼を新にくるべき労働者に彼等にヤルバ、という要求だ、各、日、日の正付もなくなつたといふところだ。

ここに主眼点が置かれ、組合をつてんに入ると我々とは違ふようにする。労働者に立ち向かうといふのであるが、社則は社則としても国民に外しては、  
「彼市況といふとも大きく動揺していろいろの模様状である。



(賃)

我報社書記長一犬之川南本  
九日午前一時二十分發行

# 東京電話情報

## 中労委あつせん案否決!!

八日の中斗委員会 29対28で關

阪、七日に引つゞき本日午後一時より戦前委員会を開き、中労委のあつせん案を検討した。  
その結果、通過した。

1.「ラシク(長篇)」を採りしこと(例として大正、昭和の)

2.「一時会をめぐり」とあつせん案は否決(その日の傍に)

以上1・2の条件付の中労委あつせん案は通過と決定した。

午後三時迄の会より中斗委員会を開き、戦前委員の報告を八時迄に審り討論の結果、あつせん案の否決可決同時に、既に戦前委員による中斗委の結算を出すことになり、別たる投票を行った。

その結果

投票及び 二九票

賛成 二八票

によつて、戦前委員会の結算は否決した。

附して各組は直ちに代表委員会を開き、今後の組織方針を検討し、朝九時半迄に中斗委員  
会に手交する。

Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z

## 期末手当交渉未だし

終戦直後の戦時体制によつて、戦後の戦後生活の交渉方式について、在米中の各組委員(労働部長)に連絡し、各組委員の生活の状況を調査する。とのことであった。  
賃金、三半は戦前戦後の労働関係の横断的交渉として、戦後の交渉はもとより、各々  
労働者の今後の生活を左右する一大交渉は重要事項に交渉する。

今般最後の交渉で、戦前の交渉を打ち立てよう。労働者の前途の爲、固執して交渉す。

労働 大之田部長

教宣部





(賃)

十二月十四日午後四時  
東京臨時——臨時決着——大浦少隊

西野 新聞 正副 副副

十二月十四日午後十一時に中央三協委員会開會し、次の事項を決定した。

一、中野委あつせん案に対する回答の件

二、組合第十七号に関する件

三、組合第十七号に関する件

四、組合第十七号に関する件

五、組合第十七号に関する件

六、組合第十七号に関する件

七、組合第十七号に関する件

保安要買拒否準備指令

- 一、各支隊は十七日(地方より四十八時)陸境内外に警備を要する機嫌を備へ、拒否し、給水、配給所、食糧、郵便所、ボイラー、養育所、水場、之類に拒否する。拒否の要め、陸境内外に警備を要する機嫌を備へ、拒否し、給水、配給所、食糧、郵便所、ボイラー、養育所、水場、之類に拒否する。
- 二、給水の要め、陸境内外に警備を要する機嫌を備へ、拒否し、給水、配給所、食糧、郵便所、ボイラー、養育所、水場、之類に拒否する。
- 三、食糧の要め、陸境内外に警備を要する機嫌を備へ、拒否し、給水、配給所、食糧、郵便所、ボイラー、養育所、水場、之類に拒否する。
- 四、郵便の要め、陸境内外に警備を要する機嫌を備へ、拒否し、給水、配給所、食糧、郵便所、ボイラー、養育所、水場、之類に拒否する。
- 五、ボイラーの要め、陸境内外に警備を要する機嫌を備へ、拒否し、給水、配給所、食糧、郵便所、ボイラー、養育所、水場、之類に拒否する。
- 六、養育所の要め、陸境内外に警備を要する機嫌を備へ、拒否し、給水、配給所、食糧、郵便所、ボイラー、養育所、水場、之類に拒否する。
- 七、水場の要め、陸境内外に警備を要する機嫌を備へ、拒否し、給水、配給所、食糧、郵便所、ボイラー、養育所、水場、之類に拒否する。

1952.12.11

電話情報

一、昨一日中山会長にあつての書翰の回答をした。

中山会長は

「私は少くも、組合制の発想をとり入るに起し、提案であるので再考を願ひたい」と表明し、  
又、組合制は然るの決定であり、案の審議を要し、説明してゐるありき。

二、昨十日午後七時、大塚副会長に招きにより、田中委員長外四名、井上協理は

「私は中山会長が主であると思つて、あつせん案を交へてある」と、  
「組合制があつせん案を主とする大塚の表明である」とあつせん  
案の矛盾も多くあるとて、断念をなしたと承知した。

三、昨十日午後八時、東京労働組合員連合会の連合書で提出した、早川事務理事は

「労働委員の委員組織は、現行法で組織であり、労働契約を締結してある労働者組織に」と  
と表明、組合制は

「保安委員の委員組織は法律と相違ないといひ、労働組合の組織とされる」と

と断言して引揚げる。

四、昨日の「ストライキと組織」を社会へ送る準備であるので大塚副会長は十一日午前

八時、社会党石井月映、その社員を訪問、ストライキと組織上の準備をこたへ、

東京電話情報

中斗指令第十八号

職員組合の就業範囲

一、十二月十一日以前に組織した職員にたいしては「職員組合の就業範囲」を組合第十二年に  
在る範圍とする。

二、職員組合は本組合の宗旨によつて就業を競争しない林に設置された

三、前年と調整の上、職員組合の中斗指令第十二号の作業範囲を定めて就業しようとする組合  
は、これを以て就業範囲とせよ。





中斗指令第十八号、第十九号

中斗指令第十七号 附屈指示

中斗指令第十七号に依る原安委員解散についての訓示的措置は、中斗指令第十号に就ては本指示に依りて行へ

記

一、原安委員の解散時に於ける原安委員の作業

1、原安委員の解散はストライキ期間に及び今日に於て、暴徒組合間の紛争解決の要訣がなくなつたと見る理由に基き、暴徒の威嚇を起す事手であり組合員相互の行動によつて施設の破壊を好むものでない。

2、従つて原安委員の作業行為が破壊の行動に至らない様にする事。

3、前項の原安委員の作業終了時に於る措置は会社の指示した法により行ふ事、例へば主要ハンパ運搬夫に於ては電線スウィッチの周囲に於ては作業終了時にスウィッチを切つて置く様に指示された場合はスウィッチを切つて置くなど。

4、会社が指示しない場合は通常就業規則で規定されて居る作業方法に従ふ。

5、就業規則の原安委員は時に前項の事に留意し、たとえそれらの期間が原安臨時に異状であるとしても会社は命令した就業以外の行為に對しては、破壊行為であると言ふ解釈をする恐れがあるから、原安委員解散時の前日の原安委員は会社（原安管理員及原安委員）の作業範囲の指示に依り就業すること。勿論この場合でも中斗指令第十二号の作業の範囲を越えた作業に就いてはならない。

6、中斗指令第十八号（第十七号）一方より四十八時間一切の業務（第十七号指令中特別のものを除く）を要する且つこれに就業しようとするものは、ピケを以つて阻止するから十六日（前日）の原安委員の作業に就ては、炭粉の移動によつて支障のない安全な作業（例へば炭粉に於ける電線スウィッチの前部等に於て作業終了時にスウィッチを切つて置く等）を命令する様指示する。

二、ピケに就ての要項

1、原安委員全員の職權は直ちに重要と指定される作業場には組合員を以てピケを張り同入といふ此仕事する事を起する事。

2、金銭が就業をせよとする者は原安管理員、炭粉取手、監督者、臨時に雇入れたもの、組員組合員等が拘へられるが、同様の場合に於ては作業に入らうとした場合は「もたが原安委員の職務を行つたので作業

大正湖野紙 成宣 印

1952.12.15

務に参入しようとする者の生命は危険であるので、参入を以て良いといふの選擇を行ふ事

三、前項の選擇にも拘らず、此の實地に参入しようとする場合には、又プログラムを改訂して参入を導く方法と以てこれを阻止する事

四、この場合、審判の好意に出る事は、希望にならぬ事

五、ビグに対する警察力の干渉に就ての対策

六、原委員の職責を執行、天幕の警備力、テントに於て来る場合は、警備の警戒、警察の警備に依りて、ビグの警備を参入する命令の執行を参入される事

七、警備のビグの警備の行動に出る場合は、警察の行動を警戒に束縛される事、ないに、警察のビグは、警察の行動に依りて、警察の行動を警戒に束縛される事

八、本委員の参入禁止、戒厳令に於て、警察の行動を警戒に束縛される事

九、会社は、戒厳令に参入する者の戒厳令の執行を執行可能である

十、戒厳令の執行に於て、本委員の参入禁止、戒厳令に於て、警察の行動を警戒に束縛される事

十一、戒厳令の執行に於て、警察の行動を警戒に束縛される事

十二、戒厳令の執行に於て、警察の行動を警戒に束縛される事

十三、戒厳令の執行に於て、警察の行動を警戒に束縛される事

十四、戒厳令の執行に於て、警察の行動を警戒に束縛される事

十五、戒厳令の執行に於て、警察の行動を警戒に束縛される事

十六、戒厳令の執行に於て、警察の行動を警戒に束縛される事

十七、戒厳令の執行に於て、警察の行動を警戒に束縛される事

十八、戒厳令の執行に於て、警察の行動を警戒に束縛される事

十九、戒厳令の執行に於て、警察の行動を警戒に束縛される事

二十、戒厳令の執行に於て、警察の行動を警戒に束縛される事

二十一、戒厳令の執行に於て、警察の行動を警戒に束縛される事

二十二、戒厳令の執行に於て、警察の行動を警戒に束縛される事

二十三、戒厳令の執行に於て、警察の行動を警戒に束縛される事

二十四、戒厳令の執行に於て、警察の行動を警戒に束縛される事

二十五、戒厳令の執行に於て、警察の行動を警戒に束縛される事



記

- 一 十七日一番方より一切の作業に終り事となりし日なり。其に他同作業に就ては臨時の替りの人無しといふ事重きなり。
- 二 十七日一番方より作業場にヒケを落し一隊の人の作業を要するなり。ヒケ落りの首領をしない事重きなり。
- 三 十六日以前に放棄した薪が、作業場へ運ばれしに就て十七日一番方以前に作業を行つ事をしていふ事重きなり。

通告書

十二月十日通知致しして此處に就てしした様に告知せられた十七日一番方より四十八時間一切の業務に終り事を要致してありすが、十二月十七日一番方よりの起業場の出入に就ては人命に危害を及ぼす事あり、且此處に於て業務を要する可成様がありとするので、貴方は作業場に出入をしない様に注意せしめたい。

四十八日六時に起業する際中重機の作業に就ては、十七日一番方より四十八時間業務を要する人はいない状態に於て此處に、重機の起りに依り事故の起らない様作業を指示せしめたい。

此、この場合にあつても必ず七に甲止しした事を重機の作業の範囲に於てしなす事を要する人はいない。

以上告知す

昭和十一年十一月十日

日本炭礦株式会社  
社長 長

田中 幸

日本炭礦株式会社  
平川 跡殿





# 特報

78

(賃)

十二月十六日午後五時五十分  
東京通信社大正通信社  
一電 稿 稿 稿

## スト中止指令

十二月十六日附内閣總理大臣は今次ストに對し十二月十七日から罷免調整の  
発令することと決定した。

三十七回中(十二月十六日)は此の事は明らかなに政府の介入による各々の  
肩ひの平等の強要であるに認め、限りなき怒りを感ずるものである。然しや  
る政治國家の制度を犯すもの組合員の政治の向上を期して被害に被害を六十  
余日間の労務をこみんげんに身をつけて来た。事比の政府に對してあらゆる情勢を  
勘察して中山中務會長の十二月十六日午後五時五十分はスト中止を指令する  
月十七日以降のストライキを中止することと決定した。故に左記命令する。

一、十二月十七日一審方(地方)ブロックを令じ、以降のストライキを中止せ

記

二、十七日の日の罷免に對しては所定場所の罷免の放免にあるので各社各山  
で会社組合で協議に應ずるに注意せよ。

## 第二次幹旋案提示内容

東京中興工業委員會は中山會長が提示した第二次幹旋案を發射の結果手前二  
階幹旋案を交納を決定した。

二階幹旋案は現行通り

一、基本賃金は現行より毎月上げ、出張奨励金として月額三百円を支給する。  
二、一階賃金五十円を全付とし別に五十円を支給する。

## 中労委第二次案 連盟検討中?

東京通商地方衛生委員、前記の如く中央委員は中山會長が提示した案、連  
盟は社長會議第幾回に於て現行、本は受給の四割はひとくちいふものの如く、  
中央委員第二の案によりストは中止せられたが、資金は連盟は終絶とはいえず、  
中労委は連盟に對し強力を働きかけ、連盟を救済してやる。

期末手当斗争について、連盟は交渉場を決定し、至らず、連盟に斗争  
委員會に對し、会社側と交渉がもたらざるような案が決定される予定

教 宣 部

